

(3) 調査

申請受付または助成決定した活動に対し、調査を行うことがある。

(4) 助成事業の広報

- ・助成を受けたときは、本会が指定する助成標示を行うこと。
- ・購入物品に「赤い羽根」マークをプリントする場合は、見積書にその経費を必ず計上すること。
- ・助成決定となった事業は、広報の一環として共同募金会作成のチラシや社会福祉協議会ホームページ等に掲載する場合がある。

【 問い合わせ先 】 団体所在地の(福)新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会各区分会

北区分会（北区社会福祉協議会内）

〒950-3323 新潟市北区東栄町 1-1-35 豊栄さわやか老人福祉センター内
TEL. 025-386-2778 FAX. 025-388-2914

東区分会（東区社会福祉協議会内）

〒950-0885 新潟市東区下木戸 1丁目 4番 1号
TEL. 025-272-7721 FAX. 025-272-1756

中央区分会（中央区社会福祉協議会内）

〒951-8062 新潟市中央区西堀前通 6-909 Co-C.G. (コシジ) 3階
TEL. 025-210-8720 FAX. 025-210-8722

江南区分会（江南区社会福祉協議会内）

〒950-0155 新潟市江南区泉町 3-3-3 江南区福祉センターきらとぴあ 1F
TEL. 025-250-7743 FAX. 025-250-7761

秋葉区分会（秋葉区社会福祉協議会内）

〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町 1-2-39 新津地域交流センター2F
TEL. 0250-24-8376 FAX. 0250-23-3322

南区分会（南区社会福祉協議会内）

〒950-1214 新潟市南区上下諏訪木 817-1
TEL. 025-373-3223 FAX. 025-373-6125

西区分会（西区社会福祉協議会内）

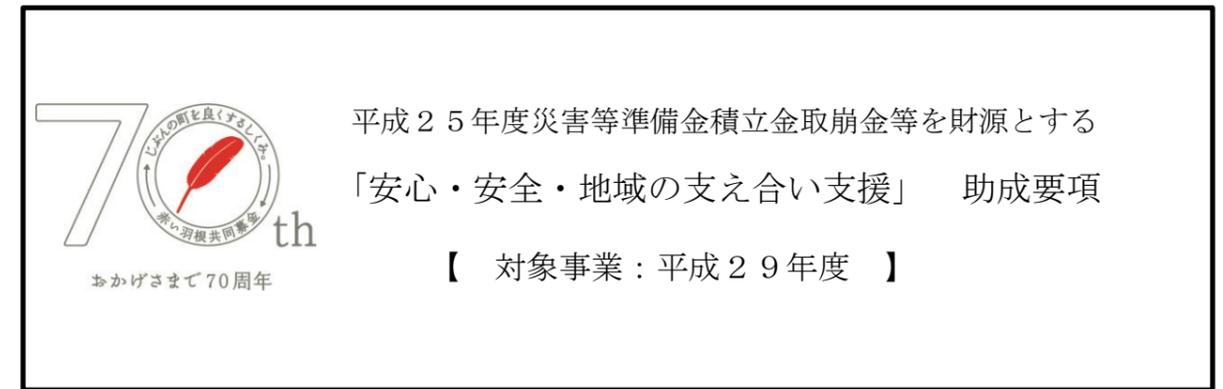
〒950-2054 新潟市西区寺尾東 3-14-41 西区役所健康センター棟 1階
TEL. 025-211-1630 FAX. 025-211-1631

西蒲区分会（西蒲区社会福祉協議会内）

〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲 4363 巻ふれあい福祉センター内
TEL. 0256-73-3356 FAX. 0256-73-4914

新潟市共同募金委員会（新潟市社会福祉協議会経営管理課総務企画係内）

〒950-0909 新潟市中央区八千代 1-3-1 新潟市総合福祉会館 3階
TEL. 025-243-4366 FAX. 025-248-7173



1. 目的

地震や水害などの自然災害や、子どもや高齢者が被害者となる事件や事故の発生に対応するため地域での防災や防犯対策を進める活動、ならびに地域における福祉課題の解決に向けた活動を支援するために助成を行う。

2. 対象事業

地域の福祉ニーズに対応して、実施する下記の福祉活動の事業費を対象とする。

(1) 地域での防犯や見守り活動

子供達への見守り活動（パトロール員のジャンパー等）

1人暮らし高齢者等への声かけ訪問活動等

緊急情報キット配布事業等

(2) 地域での防災に備えた支援活動

災害時に要支援者を支援するためのマップ作成事業

避難所自主運営マニュアル作成

避難所訓練研修・防災訓練研修等及び訓練研修にかかる資機材整備

(3) 地域福祉推進を目的とした活動

地域課題や生活課題の解決に向けて福祉の推進を目的とした活動

《助成の対象とならないもの》

①介護保険事業、営利活動、選挙活動、政治活動、宗教活動

②他団体または下部組織への助成を目的としたもの

③助成金以外の財源により必要な事業が達成できるもの

※ 公的補助金や他の財源（民間補助金及び助成金）との併用はできません。

ただし、新潟市の「新潟市自主防災組織助成」が適用となっても助成対象とします。

（「自主防災組織助成」対象外経費のみ）

- ④会員、構成員同士の親睦を主目的としたもの
- ⑤昨年度に助成を受けた団体が、同じ内容で申請するもの
- ⑥備品整備のみを目的としたもの
- ⑦慰問及び趣味活動の延長と判断されるもの
- ⑧団体の運営費、広報誌の発行経費
- ⑨コピー機、パソコン・デジタルカメラ等の電子事務機器及び周辺機器
 - ※ 新たに設立する団体へは、助成する場合がありますので、別紙「問い合わせ先一覧」に記載の各区分会にご相談ください。
- ⑩建物に常設する設備備品（冷暖房機・テレビ等）
- ⑪AED
- ⑫団体スタッフ及びボランティアへの謝礼等（交通費、ボランティア活動保険料、打合せ会議等にかかるお茶代や会場使用料などを含む）
- ⑬事業に関連しない物品
- ⑭その他、当会運営委員会が対象外と認めたもの

3. 対象団体

地域福祉活動を行う民間の非営利団体・グループとする。
（社会福祉協議会、地区社協、地区民協、地区老連、自治会等小地域団体、ボランティア団体、NPO法人等）

4. 対象事業年度

平成29年度（平成29年9月～平成30年3月31日までに実施する事業）

5. 助成基準

- 助成総額 193万4千円
- (1) 助成額は1事業20万円以内（千円未満切捨）
 - (2) 助成率は総事業費の9割以内とする。
 - (3) 総事業費の1割の自己資金を必要とする。
 - (4) 応募は1団体1事業とする。

6. 応募方法及び配分決定時期

- (1) 応募方法 助成申請書（様式-1）に所定の必要書類を添付し、団体所在地の区社会福祉協議会に提出。（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時まで）
 - ※ 各区社会福祉協議会から、申請内容についての意見書が付され新潟市共同募金委員会へ提出されます。

- (2) 申請締切 平成29年7月28日（金） 当日消印有効
 - ※ 書類に不備がある場合は受け付けられませんので、ご注意ください。
- (3) 助成決定時期 平成29年8月下旬
 - ※ 当会助成審査委員会及び運営委員会で、申請内容について審査し、申請団体へ通知します。
 - ※ 審査等によって、減額や助成しない場合があります。
 - ※ 審査の過程や内容についてのお問い合わせには応じられません。

7. 助成決定後の流れ

- (1) 助成金の交付
 - 助成対象団体は、「助成額決定通知書」を受け取った後、新潟市共同募金委員会あて請求書を提出し、助成金の交付を受ける。
 - ※ 助成金交付に先立ち、「助成決定交付式」（会場：新潟市総合福祉会館）を開催いたしますので、出席くださるようお願いいたします。（平成29年9月予定）
- (2) 事業報告
 - 事業完了後1ヶ月以内に、事業完了報告書を団体所在地の区社会福祉協議会へ提出する。

8. その他留意事項

- (1) 助成決定後の事業内容変更について
 - 決定後、やむを得ず変更が生じる場合は、団体所在地の区社会福祉協議会へ事前に相談すること。
 - ※ 変更申請書の提出が必要です。（見積書等の提出をお願いする場合があります。）
 - ※ 理由によっては、変更が認められないこともあります。
- (2) 助成金の返還
 - 当会が、次に掲げる事項に該当すると認めたときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることがある。
 - ①事業費総額が、助成金交付額を下回ったとき
 - ②事業が適正に実施されなかったとき
 - ③本事業実施要項の規定に違反したとき